

ひまわりの里等プロモーション業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

北竜町は、「あかるい農法 北海道ひまわりの北竜町」をロゴマークとして町のブランディングを行っている。ひまわりの作付面積 100 ヘクタールは全国一を誇り、開花シーズンには多くの観光客が訪れる観光スポットになっている。

町の強みである「ひまわり観光」等の地域資源の磨き上げやプロモーションを行い、地域観光拠点の収益性の向上を目指すとともに、ひまわり開花時期以外の来訪者や町内消費を拡大させる施策を展開する。併せて、それらに付随する仕事の切り出し等を行うことで、広く町民の雇用機会の拡大を図る。それにより持続可能な稼げる地域となることを目指す。

2019 年度北竜町への観光入込客数は 52 万人を誇る。特に 200 万本のひまわりが咲きほこる「ひまわりの里」には 35.6 万人が訪れる主要スポットとなっている。

しかし、季節別観光入込客数・宿泊数を見ると、観光客はひまわり開花シーズンの 7 月、8 月に集中し、それ以外の季節は稼働が落ち込む状況にある。また、通過型観光が中心で滞在時間は短く（平均滞在時間 1.7 時間）ほとんどが日帰り客となっている。さらに、「ひまわりの里」で実施したアンケート調査によると、町内で食事をした人は全体の 4 割、土産物を購入した人も全体の 2 割程度と、本町の強みである「ひまわり観光」の誘客効果が町民の雇用や地域経済の活性化に結びついていない状況である。

本町の食、景観、文化、歴史などの地域資源を活用した体験型アクティビティの開発を行うことで、通年型の稼げる観光への転換を図る。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により観光客の志向は「少人数での旅行」「都市から離れた場所への旅行」「自然の中を楽しむ旅行」へとシフトした。そうしたニーズ転換を好機ととらえ、体験型アクティビティの開発は、町内で新たな産業として雇用を生み出し、地域経済全体に良い波及効果をもたらすことが期待される。

ひまわりの里入場料やひまわりの里体験型観光コンテンツを開発するためのニーズ調査事業を踏まえ、ひまわりの里等における集客向上に向けたプロモーションを実施するにあたり、民間事業者の有する知識・技術・経験等を活用し、円滑な業務遂行を図るため、本業務に最も適した事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

ひまわりの里等プロモーション業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

ひまわりの里等プロモーション業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 業務期間

契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日まで

ただし、業務期間内に提出を求める成果品の一部等の納期限は協議により定める。

(4) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(5) 事業費上限額

本業務における事業費の上限額は 2,550,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）と

する。

(6) 担当課

〒078-2512 北海道雨竜郡北竜町字和11番地1

北竜町役場産業課（担当者：市場）

TEL 0164-34-2111

FAX 0164-34-2118

E-mail y-ichiba@town.hokuryu.hokkaido.jp

3. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3・4年度北竜町入札参加資格者名簿に登録されている者。または、本事業を的確に遂行する人員を有した民間事業者等で、以下の書類を提出する者。
 - ・登記簿謄本（写し可。発行後3月以内のもの）
 - ・税務署発行の納税証明書（写し可。発行後3月以内のもの）
- (3) 契約締結までのいずれかの日において、北竜町から指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員及び暴力団に該当しておらず、又は関係していない者であること。
- (6) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有し、地方公共団体等との同種または類似の事業実績があること。

4. 実施日程

内 容	実施方法等	日 程
通知・様式データ等の公表	北竜町ホームページに掲載	令和4年4月28日（木）
質問の受付	電子メール	令和4年4月28日（木） ～令和4年5月9日（月）
質問に対する回答	電子メール	令和4年5月13日（金）
参加申し込み 企画提案書等の提出	郵送又は直接持参 企画提案書はデータも提出	令和4年5月16日（月） ～令和4年5月20日（金）
プレゼンテーション審査	北竜町すこやかセンター内 ※	参加申込者へ別途通知致します
結果通知	通知書郵送	令和4年5月下旬予定
委託契約締結		令和4年5月下旬予定

※新型コロナウイルス感染症の影響により、北竜町すこやかセンター内での実施が困難な場合は、Zoom等WEBによる実施に変更となる可能性があります。

5. 参加手続等

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 法人等概要書（様式3）
- ④ 業務経歴書（様式4）
- ⑤ 業務実施体制調書（様式5）
- ⑥ 企画提案書（任意様式）
- ⑦ 業務工程表（様式6）
- ⑧ 見積書（任意様式）

(2) 提出書類の作成

- ① 法人等概要書（様式3）
 - ・令和4年4月1日時点の情報・数値とする。
 - ・売上高については、直近の事業年度の売上高とし百万円単位にて記載する。
- ② 業務経歴書（様式4）
 - ・過去10年間（平成24年度～令和3年度）の本業務と類似の業務について記載する。
- ③ 業務実施体制調書（様式5）
 - ・2名以上記載し、本業務で担当する主な業務名・業務内容を記載する。
- ④ 企画提案書（任意様式）
 - ・提出書類はA4横書きとする。ただし、図面等については必要に応じA3折り込みを可とする。
 - ・仕様書「4. 業務内容」に定める業務について、提案を行うこと。
 - ・提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記載すること。
 - ・その他PR及び独自提案、追加提案がある場合は、別項目で記載するなど独自提案等とわかるよう記載すること。
- ⑤ 業務工程表（様式6）
 - ・仕様書「4. 業務内容」に定める業務について、業務工程がわかるよう記載すること。
- ⑥ 見積書（任意様式）
 - ・各年度の具体的な積算内容を記載すること。
 - ・見積額は消費税及び地方消費税を含めた金額を記載し、消費税及び地方消費税は別途併記すること。

(3) 提出部数

- ①・②は3部、③～⑧は10部とし、番号順にファイルにまとめて綴り提出すること。

(4) 提出期間

令和4年5月16日（月）午前9時から令和4年5月20日（金）午後5時まで

(5) 提出方法

郵送または直接持参にて提出すること。

企画提案書については、上記の他、データについても電子メールにて提出すること。

(6) 提出先

〒078-2512 北海道雨竜郡北竜町字和11番地1

北竜町役場産業課（担当者：市場）

TEL 0164-34-2111

FAX 0164-34-2118

E-mail y-ichiba@town.hokuryu.hokkaido.jp

6. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問票（様式7）を提出すること。

(1) 受付期間

令和4年4月28日（木）午前9時から令和4年5月9日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

質問票（様式7）に必要事項を記入し、電子メールにて提出すること。

電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答いたしません。

(3) 回答方法

質問及びその回答の内容は、令和4年5月13日（金）までに、参加申込者全員に対し、電子メールにて回答する。なお、質問者名は公表しない。

7. 事業者の選定

(1) 審査方法

- ① 北竜町で設置する選考委員会において、審査及び選考を行う。

選考委員 6名（副町長・総務課長・産業課長・産業課長補佐・商工ひまわり観光係長）

- ② 参加資格要件の確認、業務実施体制、企画提案書、見積書等による書類審査並びにプレゼンテーション内容を踏まえ、参加事業者毎に別紙「ひまわりの里等プロモーション業務に係る公募型プロポーザル選考評価基準」により総合的に審査し、委託事業者を選定する。

(2) 審査の日程等

方 法	書類審査・プレゼンテーション
日 時	参加申込者へ別途通知致します
場 所	北竜町すこやかセンター集団検診指導室
実施時間	1事業者あたり30分以内 プレゼンテーション 15分 質疑応答 15分
出席者	1事業者あたり3名以内 管理責任者となる者は出席
順 序	企画提案書の提出順 参加事業者ごとの開始時間は別途通知する
そ の 他	必要機器（パソコン・プロジェクタ等）は各参加事業者で用意

(3) プレゼンテーション

提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションで使用する資料は、原則として参加者が提出した企画提案書及びそこに記載した内容をスライド（パワーポイント等）にて表現したもののみとし、新たな内容の資料提示は認めない。

(4) 審査結果

- ① 審査結果については、選考委員会終了後、参加者全員に別途通知する。

- ② 審査内容及び各参加者の企画提案内容、見積額等については非公開とする。
- ③ 審査結果等に関する質疑及び異議申し立ては受け付けない。

8. 参加者の失格

次の条件のいずれかに該当する場合には、失格となることがある。

- (1) 提出資料等が本要領の条件に適合しないもの。
- (2) 本要領に指定する作成様式及び提案条件に適合しないもの。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) 参加資格を満たさなくなった場合。
- (6) 審査結果に影響を与える不正な行為が行われた場合。
- (7) 上記のほか、著しく信義に反する行為があった場合。

9. 契約に関する基本的事項

- (1) 本業務の委託事業者を選定された者と契約を締結する予定である。
- (2) 本業務については原則仕様書のとおりだが、企画提案書等の内容により本業務の目的達成のため調整が必要と認められた場合は、委託事業者と協議の上、仕様書の内容を変更することがある。

10. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書、本プロポーザルにかかる全ての提出物は返却しない。
- (3) 提出期限後の企画提案書の修正又は変更は原則として認めない。ただし、町が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (4) 企画提案書に関する著作権は、北竜町に帰属するものとする。
- (5) 町に提出された書類等は、審査及び説明を目的とする場合、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、北竜町情報公開条例（平成13年3月16日条例第4号）に基づき、提出された書類を公開することがある。